

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

1.環境基本計画の効果的実施

<目標>

環境基本計画を効果的に推進するための基盤整備を進める。

<評価>

関係府省一体となった政策調査の推進や各種計画と環境基本計画との調和が図られたことなど政府における環境基本計画の総合的な推進について、一定の成果が見られた。また、環境基本計画の各分野において定量的な目標設定に向けた統計データや国内外の自主的取組に関する情報の収集を行った。

一方、環境基本計画の推進・点検のための仕組みである環境管理システムの各府省への導入は進展していないことから、同システムの導入に向けた検討を進めるとともに、研修や情報提供などの手段により同システムの構築を促していく必要がある。また、環境白書の発行部数は確実に増加しているものの、環境基本計画の認識率は2割弱に留まっており、各種媒体の効果的な活用など一層の普及啓発を図る必要がある。

なお、環境基本計画の効果的実施のためには、環境保全施策の社会・経済的観点での分析が必要であり、このための基礎的実証的研究が必要である。

<課題>

- ・各府省における環境管理システムの導入促進
- ・環境基本計画の適切な点検手法の開発、点検結果の環境保全経費の見積り方針への適切な反映
- ・定量的な目標設定を図る上で不可欠な環境統計の充実、データベースの整備・改良
- ・環境基本計画の普及啓発に向けた一層の取組の進展
- ・環境と社会経済の状況についての長期的な将来予測の実施
- ・環境・経済・社会の統合に向けた実証的研究の推進

2.環境教育・環境学習の推進

<目標>

国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。

<評価>

環境カウンセラーの登録者数は2,966名(H13年度末)と、着実に増加しているが、当面の目標である5,500名とはまだ乖離があり、またカウンセラーを地域における環境教育推進のため活用していくためには人数が大幅に不足している。廃棄物・水質・大気の各分野の環境学習プログラムを整備し、CD-ROMに収めて全国の地方公共団体、小中学校に配布した。環境省・全国の地方公共団体が行う施策について、全国の環境行政担当者に対しては各種会議や報告書・パンフレット等の送付を通じ情報提供するとともに、ホームページによりNPO、環境イベント等の情報提供を図ったが、地域や学校等において自主的に環境学習を進めるための情報提供としてはまだ不十分である。「こどもエコクラブ」登録数は前年とほぼ同程度であった。

なお、環境保全を目的とする民間活動を推進するため、国及び民間の拠出に基づく「地球環境基金」により、NGO等による環境保全活動に対し資金面での助成及び情報面・人材育成面等での支援を行っているが、今後、環境保全上の重要課題に対応した効果的な事業の実施を図るため、助成事業、助成目標等の更なる明確化、重点化を検討するとともに、国民、民間団体等の自主的積極的な環境保全活動の活性化を図る観点からの基金の有効活用について検討する必要がある。

< 課題 >

- ・地域における環境保全活動を強力に推進するため、環境カウンセラー制度の見直しも含めた大幅な拡充の検討
- ・環境教育・環境学習の総合的な推進に向けた方策の検討や、情報の収集・提供
- ・中央環境審議会における環境保全活動の活性化方策の検討結果を踏まえた地球環境基金のあり方の見直し

3.環境パートナーシップの形成

< 目標 >

NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換等により、環境パートナーシップの形成を促進する。

< 評価 >

環境NGO・企業等との交流の促進に関しては、交流ネットワークの拠点である地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して、各主体間のパートナーシップ形成の促進・拡充に努めてきたが、パートナーシップに基づく取組は余り進んでいない。地球環境問題や廃棄物問題等の近年の主たる環境問題が現在の社会経済の構造や国民一人ひとりの生活のあり方に根ざしていることから、今後はこの解決に向けて、国民、事業者、民間団体等の各主体の自主的積極的な環境保全活動を活性化させていくための方策を早急に具体化する必要がある。

他方、国民との対話によるパートナーシップの形成については、国民からの声を活かした環境行政の展開を目指して、NGOからの政策提言募集、タウンミーティングの開催やMOEメールの活用等が着実に行われ、多数の貴重な意見が寄せられるなど、国民との直接対話によるパートナーシップの形成が進んできている。

< 課題 >

- ・環境保全活動の活性化を担う人材の確保・育成
 - ・環境保全活動を実施するNPO法人に係る支援策の実施
 - ・地域の住民、民間団体、事業者、自治体等の各主体が協働するための枠組みづくり
 - ・全国各地の環境保全活動、各主体の協働事例やそのノウハウ等の情報の収集・発信
-

4.環境と経済の統合に向けた取組

(1)経済活動による環境配慮の徹底

< 目標 >

経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。

< 評価 >

経済的手法の活用に関しては、地球温暖化対策税制についての具体的な制度面での検討に着手した。また、土壌汚染対策法、自然公園法の改正に伴う政策上必要な税制等の導入が実現した。

その一方、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討は未だ行われていない。

事業者の自主的な環境保全活動の推進に関しては、環境省による環境報告書・環境会計に関するガイドラインの発行等により、普及・啓発は徐々に進んできているものの、環境報告書を発行している事業者が未だに大手企業の1割程度に過ぎないなど、十分に普及が進んでいるとは言い難い状況である。また、環境報告書等の比較可能性や信頼性の確保についてもさらに検討が必要である。

< 課題 >

- ・地球温暖化対策税制については、具体的制度案の策定等引き続き検討
- ・規制や技術開発等の動向を踏まえた適切な税制優遇措置の導入促進
- ・各分野の補助金による環境保全の観点からの影響・効果についての調査研究の実施
- ・環境報告書等の普及促進のための新たな枠組みや比較可能性、信頼性確保のための枠

(2)環境保全型産業活動の促進

< 目標 >

環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。

< 評価 >

環境に配慮した製品・サービスの普及に関しては、グリーン購入法に基づく特定調達品目を前年度から約5割増やすとともに、全国14ヶ所で説明会を開催し普及を図った。その結果、ほぼすべての都道府県・指定都市で調達方針・ガイドライン等が作成されたが、市町村においては策定済・策定中を併せても（2割）程度の策定率に留まっている。また、環境物品等の情報提供については、多種多様なラベル制度が実施されるようになっており、これらを収集、分類、整理した情報提供の拡充を図ると同時に情報提供の在り方を検討することが必要である。

エコビジネスの振興に関しては、環境ビジネス全般に関する現状と将来予測等について、これまで各種の調査報告書を取りまとめているが、いずれも基礎調査にとどまっており、実際に環境ビジネスに取り組んでいる企業からのヒアリング等を通じて具体的な促進方策を検討・実施することにより環境ビジネスを支援していくことが必要である。

< 課題 >

- ・市町村など地方公共団体による一層のグリーン購入の取組促進の支援
 - ・特定調達物品の追加検討の促進
 - ・環境物品等に関する情報を整理・分析した上での信頼性のある情報提供の推進
 - ・環境ビジネスの具体的な促進方策の検討・実施
-

(3)環境事業団の効果的な運営

< 目標 >

環境事業団の効果的な運営を進める。

< 評価 >

建設譲渡事業については、地方公共団体では実施困難な公害対策や廃棄物対策等を目的とした、環境保全対策上緊急性や広域性等の観点から必要な事業に限定して実施した。P

ＣＢ廃棄物処理事業については、ＰＣＢ特措法等に基づきPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図るため、北九州市におけるＰＣＢ廃棄物処理施設の設置事業に着手した。地球環境基金事業については、環境保全を目的とする民間活動を推進するため、ＮＧＯ等による環境保全活動に対し資金面での助成及び情報面・人材育成面等での支援を行い、環境保全に向けた国民運動の展開を図った。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、環境事業団を特殊会社化するとともに、地球環境基金事業については公害健康被害補償予防協会を後継する独立行政法人に統合される方針であることから、業務の円滑な移行を図る必要がある。

< 課題 >

- ・ 特殊会社等へ円滑に業務を移行できるよう、その具体化に向けた検討
 - ・ 全国のＰＣＢ廃棄物を処理するための処理施設整備の円滑な実施
-

5.環境アセスメント

(1)環境影響評価制度の運営及び充実

< 目標 >

環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。

< 評価 >

法に基づく環境影響評価については法施行後117件(平成13年度末現在)が対象となり、環境大臣が関与するものについては、環境保全上厳正な審査を行うなど基本的には適正な制度の運営がなされてきている。地域特性を踏まえたメリハリの効いた環境アセスメントの実現を図っていくためのスコーピング(住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続き)の活用や、関係者間の積極的なコミュニケーションの促進等は十分とは言えない。また、こうしたことの基盤となる環境影響評価に関する情報提供については、情報提供の内容の充実と即時性の向上が必要である。

技術手法については、環境に対する新たなニーズに対応する具体的なツールの提供が不足している。なお、最新の科学的知見に基づく技術手法の継続的な更新が今後とも必要である。

さらに環境アセスメントが終了した案件についても、事後調査結果の収集と分析を行うとともに、再評価(レビュー)等のフォローアップを、より充実させることが必要である。

< 課題 >

- ・住民参加による地域特性の把握や環境影響評価への活用等メリハリのある環境アセスメントの実施のための手法の開発
 - ・市民やNGO、事業者、地方公共団体等への情報提供の充実・促進
 - ・再評価（レビュー）を中心としたアセス後のフォローアップの強化
-

(2)戦略的環境アセスメントの推進

< 目標 >

国の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）、政策について環境保全上の適切な配慮を確保する。

< 評価 >

計画段階における環境アセスメントを実施する際の参考になるよう、廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの進め方について考え方を示すとともに、海外における取組事例についても取りまとめた。今後、調査・予測のより具体的手法や総合的な評価のあり方についても提示する必要がある。

また、鉄道・道路・河川等さまざまな事業分野等における取組を促進しながら、実例を蓄積し、それらを踏まえて戦略的環境アセスメントの有効性、実効性の検証を行い導入を促進する必要がある。

さらに国際的動向の把握及び戦略的環境アセスメントの手法開発等における国際協力を進める必要がある。

< 課題 >

- ・戦略的環境アセスメントの手続きや技術的手法等に関する検討、海外の先進的事例の収集・分析の実施
 - ・国や地方における取組の実例を積み重ねるための手引き書の作成等支援体制の整備
 - ・実例を踏まえた有効性、実効性の検証
-

6.環境に配慮した地域づくりの支援

< 目標 >

地域環境総合計画の策定を促進するとともに、情報面からの支援を行い、環境に配慮した地域づくりの実効ある展開を図る。

< 評価 >

地域環境総合計画の策定支援を行い、平成13年度末までに全市町村の1割強に当たる約380市町村が地域環境総合計画を策定した（うち平成13年度新規策定分：約60市町村）。地域において環境総合計画を自主的に策定する気運が高まるにはまだ十分な数ではないことから、さらに計画の策定支援を行っていく必要がある。また、循環と共生を基調とした地域づくりを展開していくため、平成13年度末、地方自治体向けに地域づくりにおける環境配慮のガイドラインを策定した。今後、これに基づき地域において具体的な取組が進展するよう、施策を展開する必要がある。さらに、地方公共団体における環境保全に関する計画策定状況や先進的事例等を収集した地域環境行政支援システム（知恵の環）によりインターネットを通じた幅広い情報提供を行い、1日1,400件ほどのアクセスがあった。しかしながら、提供情報が大規模地方自治体からのものに偏ってしまいがちであり小規模自治体のニーズに即していない面があるとともに、自治体間の情報交換の場としての機能が不足しているとの指摘もある。

< 課題 >

- ・ 地域環境総合計画の未策定地域に対する策定支援の実施
 - ・ 「地域における環境配慮ガイドライン」を踏まえた総合的な支援
 - ・ 地域環境行政支援システムへの提供情報の多様化、双方向化
-

7. 試験研究、監視 観測等の充実、適正な技術の振興等

< 目標 >

環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。

< 評価 >

環境問題を解決し、持続的な社会を構築するための基礎となる環境分野の研究・技術開発を推進するため、環境の状況の把握・問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、対策技術の開発など各種の調査・研究・開発を実施するとともに、そのための基盤の整備、成果の普及を行った。そのために使われた環境省の科学技術関係経費は平成13年度予算額で294億円であり、この5年間で63%増額したが、これは政府全体の科学技術関係経費の0.8%に留まっており、一層の増額が望まれる。

なお、今後の方向性に関し、中央環境審議会等においては、地域における科学技術の積極的な振興を図るため、地方の環境研究所を核にした地域主導の産学官連携を更に推進していく必要性や、環境技術の開発・普及に向けた環境技術の環境保全効果等についての客

観的な実証の必要性が指摘されている。また、総合科学技術会議では、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において、ナノテクノロジーの環境保全技術への応用等、分野融合領域の研究開発を重視することとされている。

今後、環境研究・環境技術開発施策を展開していく上では、これらの点に十分留意する必要がある。

< 課題 >

- ・総合科学技術会議で重視する方向にあるナノテクノロジーの環境保全技術への応用等の分野融合領域についての研究・技術開発の強化
- ・環境分野における技術開発などに係る地域産学官連携・交流の推進
- ・環境技術の実証の実施体制の構築、研究評価の実施体制の充実
- ・環境分野における競争的資金の拡充

8.環境情報の整備と提供

< 目標 >

ア 環境情報の体系的な整備及び提供により、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の状況、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。

イ 「e - J a p a n重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。

< 評価 >

環境情報の体系的な整備を図るため、環境情報総合データベースの構築に取り組むとともに、ホームページを活用した環境情報提供について、より見やすく分かりやすくするための改良を行い、広く国民に環境情報の提供を行った。また、国際的な環境問題に対応するため、英語のホームページの充実を図っている。

この結果、平成13年度の環境省のホームページへのアクセス件数は51百万件にのぼった。

「e - J a p a n重点計画」に基づき申請・届出等手続きのオンライン化（電子化）について、実施時期の前倒しを行い平成13年度から着手したことにより電子政府の早期実現に向けた取組が進展している。

< 課題 >

- ・「e - J a p a n重点計画」に基づく環境情報総合データベースの早期構築に向けた検討の推進

- ・ホームページを活用した環境情報の一層の充実
 - ・電子政府の早期実現に向けた申請・届出等手続きのオンライン化の推進
-

9.公害防止計画の推進

<目標>

公害の著しい地域等を解消する。

<評価>

昭和45年の公害防止計画制度の運用開始以来、平成13年度末までに484市区町村が計画策定地域に指定され、同計画に基づき各種の公害防止施策が推進された。その結果、うち153市区町村においては公害防止計画の策定を要しないまでに環境が改善されたが、なお331市区町村については公害防止地域として指定されている。

なお、公害の態様が産業型公害から都市生活型公害へと変化してきたことを踏まえ、従来の公害防止計画をより地域の課題に適切に対応した計画へと転換するため、平成13年末に出された公害防止計画制度の見直しについての中央環境審議会答申に基づき、平成14年度から環境基準未達成の汚染物質等に限定した目標設定を行い各地域の課題を明確化するなどの新たな制度運用を開始している。

<課題>

- ・平成13年12月の中央環境審議会答申に基づく新たな公害防止計画制度の運用
-

10環境保健対策

(1)公害健康被害対策(補償・予防)

<目標>

ア 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。

イ 大気汚染対策の強化、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。

<評価>

公害により健康被害を受けた約6万人の公健法認定患者に対して、公正な補償給付等が実施されている。また、環境保健サーベイランス等の継続的監視により健康被害を兆候の

段階で捉えることが可能となっている。引き続きこれらの公害健康被害対策を実施していく必要がある。

< 課題 >

- ・公健法認定患者に対する公正な補償の確保
 - ・公害による健康被害の未然防止
-

(2)水俣病対策

< 目標 >

平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。また、水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。

< 評価 >

水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行するとともに、平成13年6月に開館した水俣病情報センター、平成14年3月の「開発途上国に対する水俣病経験の普及啓発セミナー」等を通じて水俣病問題の内外への情報発信を行っている。世界の水銀汚染問題については、研究者の派遣、技術指導等により国際協力を進めている。引き続きこれらの水俣病対策を実施していく必要がある。

< 課題 >

- ・水俣病総合対策、地域再生・振興の確実な実行
 - ・二度と水俣病の悲劇を繰り返さないための情報発信と国際貢献の継続・強化
-

(3)環境保健に関する調査研究の推進

< 目標 >

花粉症と大気汚染との関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。

< 評価 >

花粉症については、大気汚染との関係について研究を確実に進めるとともに、これまでの調査研究結果を公表し、発症予防のための普及啓発を行っている。いわゆる化学物質過敏症については、平成13年8月に報告書を公表し、その病態の解明に向けた知見を集積している。電磁波については、個人ごとの電磁界暴露等についての調査が終了、本調査の結果をWHOに提出することとしている。これらの調査研究を引き続き推進していく必要がある。

< 課題 >

- ・ 各課題の科学的解明に向けた調査研究の推進
-

11. 環境政策の基盤整備

< 目標 >

環境政策推進のための知見を収集し活用するとともに、研修を実施することにより職員の知識の向上を図り、専門的技術を習得させる。

< 評価 >

広範化・複雑化する環境政策の企画・立案に役立てるため、環境法、環境訴訟及び環境自治行政の現状と展望について研究し、「環境訴訟の新たな展開と法理論のゆくえ」について研究成果を報告書にまとめた。また、廃棄物・リサイクル問題等の喫緊の政策課題に対応するため、廃棄物・リサイクル関係の研修を新設する等、ニーズに対応した研修コースの充実を図り、施策の円滑な推進に寄与した。

< 課題 >

- ・ 今後の環境政策を進める上での確に活用できる研究の実施
 - ・ ニーズや社会情勢の変化等に対応したより有効性・効率性の高い研修の実施
-